

# 玉野市立八浜中学校 「いじめ」防止基本方針

～「強く・正しく・明るく」よりよい学校生活を目指して～

## ◆ はじめに ◆

本校では、「強く・正しく・明るく」の校訓のもと、生徒たちの望ましい人間関係づくりや社会性の育成のために、道徳教育や人権教育を充実させるとともに、ボランティア活動や地域行事への積極的な参加を図るなど、様々な教育活動を総合的に実践しています。さらに、生徒一人一人の規範意識を高めていくことが重要だと考えており、学校の組織力を生かした取組を推進しています。

その中で、全教職員が適切なカウンセリングマインドをもち、生徒との望ましい人間関係を構築しながら、生徒に寄り添った教育相談体制を充実させ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・パートナーとも連携して、『「いじめ」は誰にでも、どこにでも起こりうるもの』という危機意識をもって指導にあたることが重要になります。

また、学校生活の中で、生徒をいじめに向かわせる要因としては、「友人関係」と「勉強」という2つのストレスが考えられます。周囲との人間関係をうまく構築できず、孤独感を感じたり、居場所がないと感じてしまったり、不適切な関係でしか友人関係を保てなくなってしまうストレスを感じたり、学習内容がどんどん分からなくなっていくことでストレスを感じ、怠学傾向になったり攻撃的になったりする場合があります。

そのため、この要因を取り除く視点で、学校づくりに取り組むことが大切であると考えており、体育祭や合唱コンクールなどの生徒を「繋ぐ」取組や、人間関係づくりを意図的に取り入れた「人権集会」、地域行事である「幸吉フェア」への主体的参加、2年生での「職場体験学習」等の取組を積極的に推進しています。さらに、授業のユニバーサルデザイン化と、分かる授業と基礎学力の向上を目指して本校が取り組んでいる「教えて考えさせる授業」の推進は、生徒の自己有用感を高めることにつながり、「いじめ」の要因となるストレスの軽減に効果があると考えています。

こういった総合的な視点で、生徒を「いじめ」に向かわせない学校づくりを、保護者や地域と連携しながら、教職員や生徒会が一丸となって組織的に推進することが重要であると考え、この基本方針を策定しました。

## ◆ 本校が行う「いじめ」の防止等に関する取組 ◆

### 1 いじめの未然防止のための取組の推進について

本校では教育活動のあらゆる場面で、全ての生徒に『「いじめ」は決して許されない』ことを理解させ、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認めお互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成していきます。

そのためには、「いじめ」の未然防止に関する計画的・継続的な指導が必要であり、道徳教育の推進や地域と連携した体験活動等の実施とともに、基礎学力の向上や規範意識の向上など、多

角的な教育を進めていくことが大切だと考えており、「いじめ」の未然防止のための様々な教育活動に取り組んでいきます。

### **1. 道徳教育を充実させ、生徒一人一人の豊かな心の育成に努めます**

道徳の授業だけに限らず、学校生活のあらゆる場面で教科の垣根を越えて、積極的な道徳教育を推進していきます。

### **2. 体験活動等の教育活動を推進し、社会性を育みます**

生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、生徒会を中心とした八浜中クリーン活動や1、3年生での宿泊研修、2年生での職場体験学習等の様々な体験活動を推進するとともに、地域活動への積極的な参加や全校での人権集会の取組を充実させます。

### **3. 生徒会を中心に生徒たちの主体的な活動を推進します**

「いじめ」を許さない風土を生徒の中から醸成していくため、生徒会活動を中心とした生徒の自治活動を活性化させ、あいさつ運動をはじめ、「いじめ」撲滅や命の大切さを呼びかける「人権集会」や、定期的な学校生活アンケートを実施するなどして、学校生活での問題を生徒全員で共有できるよう、生徒自身の主体的な活動を推進します。

### **4. 情報モラル教育に取り組めます**

インターネットや携帯電話を利用した「ネットいじめ」への対応のため、発達段階に応じて、道徳や学級活動、技術の授業等で情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に取り組めます。また、保護者に対しても、携帯電話等のもたらす様々な問題について、啓発を繰り返します。

### **5. 生徒がストレスを感じない学校づくりを推進します**

個々の抱えるストレスが、生徒を「いじめ」に向かわせる場合が多々あり、生徒の感じるストレスの軽減は、「いじめ」の未然防止のためには非常に重要であると考えています。「教えて考えさせる授業」や個別指導等の支援を推進して「学習に対するストレス」を軽減させるとともに、学級や部活動等の様々な集団において、ストレスを感じない人間関係づくりを意識した集団づくりに取り組めます。

### **6. 教職員の資質向上を目指します**

教職員が「いじめ」の問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・パートナーを活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修を推進します。

### **7. 家庭と学校、関係機関の連携を促進します**

保護者が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、家庭と学校、さらには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・パートナー、市教育サポートセンター、児童相談所などの関係機関が、組織的に連携・協働する体制を構築します。

## 2 「いじめ」の早期発見の取組の充実について

本校では、すべての教職員が『「いじめ」はどこにでも、どの子にも起こりうるもの』という危機意識をもって生徒を見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努めます。

### 1. 教育相談体制の充実を図ります

全教職員は、適切なカウンセリングマインドをもち、生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努めます。また、定期的な教育相談体制（担任以外の教職員とも相談できる個人面談の実施等）を充実させ、学期ごとに『「いじめ」に関するアンケート調査』を行うなど、生徒の実態を把握するための取組を積極的に行います。

### 2. 校内の情報共有体制を整備します

校内での生徒の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制の充実に努め、担任だけの判断に任せるのではなく、生徒指導連絡会や職員会議等で情報を整理しながら、組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図ります。

### 3. 地域や家庭への情報提供等を依頼します

保護者や地域に対して、「いじめ」に関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供していただけるよう機会を捉えて啓発活動を行います。

## 3 発生した「いじめ」への対応について

発生した事案について、「いじめ」と認知したら、被害を受けた生徒への支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、加害生徒への厳しい指導を行うとともに、「いじめ」に向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する生徒だけでなく、学級・学年の問題として、「いじめ」を許さない集団づくりに取り組んでいきます。

なお、発生した「いじめ」を教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報する等の毅然とした対応を行います。

#### <重大事態と思われる「いじめ」の例>

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・被害生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

### 1. 「いじめ」を認知した時点で

「いじめ」を認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的対応を行っていきます。

### 2. 事実の明確化に努めます

「いじめ」の実態については、多くの生徒が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいこともあります。関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用い、明確にしていき、保護者に伝えていきます。

重大事態等の事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていきます。

### 3. 被害生徒への支援を最優先に取り組みます

被害生徒等の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、安心して登校できる環境を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組を、できるだけ明確に被害生徒等の保護者に伝え協力を仰ぎます。

### 4. 毅然とした姿勢で加害生徒への指導支援を行います

「いじめ」は絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は、警察との連携により厳しい指導を行うとともに、加害生徒等をいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取組を行います。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや、心に寄り添った厳しい指導を依頼します。

### 5. 「いじめ」の構造を意識して集団への指導も行います

「いじめ」には被害生徒と加害生徒という立場だけでなく、「いじめ」が発生した所属集団での“傍観者”等の集団構造があります。あらゆる手立てを講じて、「いじめ」を許さない集団の育成に努めるとともに、被害生徒を支えることができる風土を構築していきます。

### 6. 多様な外部人材を活用し問題解決に努めます

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整えます。

## 4 「いじめ」に対応する校内組織の編成について

「いじめ」の未然防止のための本校の取組や、発生した「いじめ」への組織的な対応を推進するため、『いじめ対策委員会』を組織し、「いじめ」対策の不断の活性化に努めます。この委員会は、校内の教職員だけでなく、教育委員会とも連携しながら運営していきます。

#### <委員会の構成員>

・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・各学年主任 ・該当担任  
・養護教諭 ・各学年の生徒指導担当教員 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー・パートナー

#### <委員会の役割>

定期的な『いじめ対策委員会』の運営により、全校生徒の学校生活の様子や友人関係などの情報を共有し、全教職員にも適切な情報が伝わるようにします。また、「いじめ」を未然に防ぐための手立てを協議したり、アンケートから速やかに対応する必要がある事案などを検討し、指導の方針を立て教職員に指示を出すなど、「いじめ」への対応の中心的な役割を担います。

また、関係機関等へは、生徒指導主事を中心に連絡調整を行い、連携がスムーズになるように努めます。